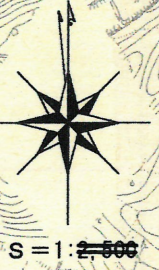


建築物の敷地面積の最低限度	敷地面積は165㎡以上とする。 ただし、次の各号の一に該当する場合にはこの限りではない。 1.地区計画施行の際、同一人が使用又は収益することができる権利を既に有している土地で、規定の面積に満たないものについて、その全部を一つの敷地として使用する場合。 2.土地区画整理法の規定による仮換地指定を受けた土地で、規定の面積に満たないものについて、その全部を一つの敷地として使用する場合。 3.市長が公益上やむを得ないと認めるものとして、公衆便所、交番、路線バスの停留所の上屋又は公衆電話ボックス等の公益上必要な建築物の敷地で、規定の面積に満たない場合
地区整備計画	建築物の外壁若しくはこれに代わる柱の面は、道路境界線及び隣地境界線から1.0m以上後退しなければならない。 ただし、当該後退距離の限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次の各号の一に該当する場合にはこの限りではない。
壁面の位置の制限	1.地区計画施行の際、現に存する建築物又は工事中の建築物 2.外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3m以下である場合 3.物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が5㎡以内である場合
垣又はさくの構造の制限	道路境界線から1m未満の距離に存する垣又はさくの、前面道路の路面の中心線からの高さが1.2mを超える部分については、生垣または網状その他これに類する形状とすること。 ただし、地区計画施行の際、現に存する垣又はさくはこの限りではない。



凡 例	
現況市街化区域	
地区計画区域	